

## 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

**第1条** 国民健康保険財政の安定化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項に規定する財政安定化基金として、沖縄県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間、第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国民健康保険財政の安定化を図るため、沖縄県国民健康保険財政安定化基金を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。